

保護者 様

袋井市教育委員会教育長

インフルエンザによる出席停止の手続きの変更について

令和 4 年 12 月 14 日より外来医療機関のひっ迫を防ぐため、市内の小学校・中学校ではインフルエンザによる出席停止の手続きを変更します。

主な変更点は、「インフルエンザ罹患証明書」の廃止に伴う各家庭からの「インフルエンザ経過観察表」の学校への提出となります。（下記参照）

なお、手続きの変更は「**インフルエンザで袋井市内、森町内、磐田市内及び小笠地区管内の医療機関を受診する場合のみ**」となります。その他の感染症の出席停止及びインフルエンザに罹患し、上記以外の医療機関を受診する場合は、従来通りの対応となります。

従来の方法	新たな方法
<p>○インフルエンザが疑われる症状発症</p> <p>↓</p> <p>○医療機関受診・インフルエンザの診断 <u>また、「インフルエンザ罹患証明書」を医師が記入（今回廃止）</u></p> <p>↓</p> <p>○保護者が学校にインフルエンザにかかったことを電話連絡する</p> <p>↓</p> <p>○「<u>インフルエンザ罹患証明書</u>」の体温記録表を家庭で記入し、発症後 5 日かつ解熱後 2 日（幼児にあっては 3 日）が経過したら登校する</p> <p>※解熱後の医師の診察は不要</p>	<p>○インフルエンザが疑われる症状発症</p> <p>↓</p> <p>○医療機関受診・インフルエンザの診断</p> <p>↓</p> <p>○保護者が学校にインフルエンザにかかったことを連絡する。</p> <p>○<u>コドモン「その他」→「資料室」内より「インフルエンザ経過観察表」をプリントアウトして受け取る</u></p> <div data-bbox="758 1254 1524 1433" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>○各家庭に配布した「<u>インフルエンザ経過観察表</u>」を使用。</p><p>○<u>周南中学校ホームページから様式をプリンをアウトする。</u></p><p>○<u>学校に用紙を取りに来る。</u></p></div> <p>↓</p> <p>○「<u>インフルエンザ経過観察表</u>」を家庭で記入し、発症後 5 日かつ解熱後 2 日（幼児にあっては 3 日）が経過したら、<u>インフルエンザ観察票を持参し</u>登校する</p> <p>※解熱後の医師の診察は不要</p>

※児童・生徒が医療機関を受診してインフルエンザと診断された場合、保護者は、学校へインフルエンザに罹患したことを連絡し、各校で指示される上記の方法にて「インフルエンザ経過観察表」を受け取ります。

保護者は、「インフルエンザ経過観察表」に発熱の経過を記録します。学校は、学校保健安全法に定められた出席停止期間【発症後 5 日かつ解熱後 2 日（幼児は 3 日）】が経過したことを、「インフルエンザ経過観察表」で確認（出席停止期間後に児童生徒が持参）することで、当該児童生徒の登校を許可します。

担当 学校教育課（石井・鈴木）  
電話 86-3222